

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により盛岡市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成21年6月23日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニバース鉈屋町店 盛岡市鉈屋町268番1ほか
- 2 届出者の氏名又は名称 株式会社ユニバース
- 3 盛岡市から聴取した意見の概要

騒音の発生に係る事項

夜間に発生する騒音の予測について、1 予測地点における室外機から発生する騒音レベルが基準値を上回っているが、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年岩手県条例第71号）の規定による騒音発生施設の設置の届出を要する場合には、必要に応じ関係課に協議するとともに適切な対策を講じられたい。

備考 本公告に係る盛岡市から聴取した意見については、この公告の日から起算して1月間盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所に備えておいて縦覧に供する。